

(別表)

本工事は、価格と価格以外の定量化された評価項目を総合的に評価して、落札者を決定する総合評価落札方式（特別簡易型）である。

1 自己採点表の添付について

- (1) 入札書の提出の際に、自己採点表を添付すること。様式は[工事費内訳書]ファイル内のシートに指定しているので、電子入札システムからダウンロードして作成し、[工事費内訳書]ファイルの添付により行うこと。
- (2) 工事費内訳書及び自己採点表は入札書に添付する前にウイルスチェックをしたうえで添付すること。
- (3) 工事費内訳書及び自己採点表のファイル名称は、電子入札システムからダウンロードする際に表示されたものから変更しないこと。ファイル名称を変更すると入札書に添付できない。

2 評価値の算定

入札価格と自己採点を次の算定式（除算方式）にあてはめて評価値を算出する
[除算方式]

$$\begin{aligned} \text{評価値の算出方法} : \text{評価値} &= \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格 (千円)}} \times 100,000 \\ &= \frac{\text{標準点 (100点) + 加算点}}{\text{入札価格 (千円)}} \times 100,000 \end{aligned}$$

本市が示した評価項目ごとの最低限の技術要件をすべて満たしている場合に、標準点として100点を付与する。

ただし、① 入札価格は、消費税及び地方消費税を除いた価格とする。

② 評価値は、小数点以下第4位未満を切り捨てる。

③ 入札者の入札価格が低入札調査基準価格を下回った場合、当該入札者の評価値算出の入札価格は低入札調査基準価格として評価値を算出する。

$$\begin{aligned} \text{評価値の算出方法} : \text{評価値} &= \frac{\text{技術評価点}}{\text{低入札調査基準価格 (千円)}} \times 100,000 \\ &= \frac{\text{標準点 (100点) + 加算点}}{\text{低入札調査基準価格 (千円)}} \times 100,000 \end{aligned}$$

3 審査順位の公開

2により算出した評価値が最も高い者を落札候補者とする。同じ評価値の者が2者以上あるときは、くじにより落札候補者を決定する。

4 自己採点の根拠資料の審査

落札候補者は、自己採点についての審査を行うので評価値を公開した翌開庁日の午後5時30分までに自己採点についての根拠資料の提出すること。審査は次のとおり取り扱う。

- ・自己採点が過大である場合には正しい点数に修正したものを評価点とする
- ・自己採点が過小である場合には自己採点を評価点とする。(本来の点数が高くても修正しない)
- ・自己採点が空欄となっている評価項目は0点として採点する。

5 評価結果に対する評価理由の説明請求

入札者は、当該入札者本人における技術提案等の評価の理由について説明を求めることができる。

(1) 申立て先

電子入札案件情報に記載の契約担当

(2) 申立て期間

落札決定日の翌日から起算して14日以内(土日祝日を除く)。

(3) 申立て方法

郵送によるものとし、落札決定日の翌日から起算して14日以内必着とする。

6 落札者の決定方法

- (1) 落札候補者を審査した結果、入札参加資格及び次のア、イを満たし、評価値に変動がない場合、その者を落札者とする。なお、自己採点に誤りがあり評価値に修正がある場合においても、順位が変動しない場合はその者を落札者とする。

順位が変動する場合はその者を落札者とせず、新たに評価値が最も高くなった者の審査を行う。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内にある

イ 評価値が、次の式によって算出する基準評価値を下回っていない

$$\text{基準評価値} = [\text{標準点} / \text{予定価格 (千円)}] \times 100,000$$

- (2) 落札候補者の入札が、調査基準価格を下回る入札である場合には、「工事請負契約に係る低入札価格調査制度運用要領」による低入札価格調査を行う。

7 低入札価格調査

- (1) 落札候補者の入札が、調査基準価格を下回る入札である場合には、「工事請負契約に係る低入札価格調査制度運用要領」による低入札価格調査を行う。(評価値の算出は、2のとおりとするが、低入札価格調査は以下のとおり行う。)
- (2) (1)の場合、調査基準価格に満たない全ての入札者について、下記の「価格による失

格基準額」を満たす入札であるか確認する。確認の結果、同基準額に満たない全ての入札者については落札者とししない。

価格による失格基準は、次に掲げるとおりとする。

項目	算定式	価格による失格基準
		左記の 合計金額未滿

内容は案件によって異なります。公告時には各項目等を記載し掲載します。
詳細は「大阪市公共工事総合評価落札方式運用要領」の別表をご参照ください。

- (3) (2)により低入札価格調査対象者が同基準額を満たしている場合に、別途定める低入札価格根拠資料（本市指定様式）の提出を求める。

8 入札無効の取り扱いについて

本案件については、次のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。無効の入札をした者は再度の入札に参加できない。

無効とする時点は、(1)～(3)は審査順位が公開された当日、(4)は審査順位が公開された日の翌日から起算して2日後（本市における執務の休日を除く）、(5)は事実が判明した後、ただちに。

なお、この取り扱いに定めのない事項については、別表2及び共通事項によるものとする。

- (1) 自己採点表を電子入札システムにより提出していない。
- (2) 電子入札システムにより提出した自己採点表に「商号又は名称（共同企業体の場合は共同企業体名称）」を記載していない。
- (3) 電子入札システムにより提出した自己採点表に記載した「商号又は名称（共同企業体の場合は共同企業体名称）」が入札者の情報と異なる。ただし、明らかに誤字や脱字と識別できる場合、又は入札書提出時以後に商号の変更や合併等を行った場合はこの限りでない。
- (4) 期限内に自己採点の根拠資料を提出しない者のした入札
- (5) 自己採点の根拠資料の作成に関し不正が行われたと認められる入札

〈総合評価落札方式FAQ〉

Q1	特別簡易型とは何ですか。
A1	技術的な工夫の小さい工事について、同種又は類似工事の施工実績、工事成績及び社会性等定量化された評価項目についての入札参加者の自己評価と入札価格とで総合評価を行うものです。
Q2	自己評価と入札価格とで落札者が決定されるのですか。
A2	自己評価と入札価格とで評価値を算出し、審査対象者を決定しますが、これまでと同様に審査対象者の入札参加資格や技術資料等で審査を行った後に落札者を決定します。したがって、自己評価と入札価格のみで落札者を決定するものではありません。
Q3	特別簡易型によって電子入札の方法が変わりますか。
A3	これまでと同様に、入札価格とくじ番号を入力していただきますが、工事費内訳書に加えて自己採点表を添付していただきます。
Q4	自己採点表を添付せずに入札した場合はどうなりますか。
A4	入札は無効として取り扱います。
Q5	自己採点を過少評価した場合（自己採点が市の採点より低かった場合）はどうなりますか。
A5	自己採点による評価点とします。本来の点数が高くても修正しません。
Q6	自己採点を過大評価した場合（自己採点が市の採点より高かった場合）はどうなりますか。
A6	正しい点数に修正したものを評価点とします。
Q7	審査の結果、審査対象者の評価値に変動があった場合はどうなりますか。
A7	審査の結果、自己採点が過大評価により審査対象者の評価値に変動があっても、評価値が1位であれば、そのまま審査対象者とします。ただし、審査対象者の評価値に変動があり、順位が1位でなくなった場合は、次に1位となった入札者を審査対象者として、改めて資格審査資料の提出を求め、審査を行います。
Q8	自己採点表の自己採点（入札者）欄を空白で提出した場合はどうなりますか。
A8	無効にはなりませんが、空白となっている項目に対する点数を0点として採点します。
Q9	自己採点表の工事名または会社名の記載が空欄又は異なる場合はどうなりますか
A9	空欄又は明らかに異なる記載の場合、入札は無効として取り扱います。
Q10	自己採点を間違えた場合のペナルティはありますか
A10	ペナルティは設けていません

Q11	評価値が2位以下の採点はどうなりますか。
A11	2位以下の入札者の審査は行いません。なお、入札結果の公表において、2位以下の者については、提出された自己採点表を基に算出された評価値を公表します。
Q12	複数の配置予定技術者がおり、入札時に誰を配置するか決まっておらず、契約時に決定しようとする場合、自己採点はどのようにすればよいですか。
A12	複数の配置可能な技術者の自己採点で、一番低い技術者の点数を自己採点としてください。
Q13	入札価格が調査基準価格を下回った場合、評価値算出の入札価格を調査基準価格に置き換えるとありますが、低入札価格調査は行わないのですか。
A13	評価値の算出方法が変わるだけで、入札価格を変更するわけではありません。調査基準価格未満の入札価格で審査対象者になった場合は、低入札価格調査制度に基づき根拠資料の提出を求め調査を行います。